

## 「指定障害福祉サービス」重要事項説明書

あなたに対する指定障害福祉サービス（生活介護）提供開始にあたり、社会福祉法第76条に基づき、サービス内容等契約上注意いただきたいことを説明するものです。

### 1. サービスを提供する事業者

名 称	特定非営利活動法人あおい糸
所在地	埼玉県富士見市羽沢二丁目5番48号 ケアメゾンUD100号室
電話番号	049-293-1910
代表者氏名	理事長 山本 明彦
法人の設立年月	2009年1月27日

### 2. 利用施設

事業所の種類	障害福祉サービス 生活介護
事業所の名称	生活介護事業所 てらす
事業所の所在地	埼玉県富士見市大字南畑新田字尻永682番地3号
連絡先	TEL 049-265-5985 FAX 049-265-5986
管理者	川村 裕美
サービス管理責任者	熊木 小百合
サービスの実施地域	富士見市
主たる対象者	身体障害者（肢体不自由）・知的障害者
定員	20名
開設年月日	2020年4月1日
事業所番号	埼玉県 1112900491号

### 3. サービスの目的・運営方針

目 的	・生活介護 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
-----	---

運営方針	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。平成24年埼玉県条例第67号。）」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令171号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施する。（運営規程第2条参照）
------	--

#### 4. サービスに係る施設・設備等の概要

##### (1) 施設

建物	構造	木造（2階建）
	敷地面積	1178.19 m <sup>2</sup>
	延床面積	466.82 m <sup>2</sup>
	敷地の所有関係	法人所有

##### (2) 主な設備

施設設備の種類	生活介護
事務室	1室（1階）
医務室兼静養室	1室（1階）
相談室	1室（1階）
訓練・作業室	2室（1・2階）
多目的室	3室（1・2階）
脱衣所兼身障トイレ	1室（1階）
身障トイレ	2ヶ所（1・2階）
男子トイレ	2ヶ所（1・2階）
女子トイレ	2ヶ所（1・2階）
浴室	1ヶ所（1階）
倉庫	2ヶ所（1・2階）
洗面台	4ヶ所（1・2階）
エレベーター	1基

当事業所では、障害者総合支援法の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

#### 5. サービス提供職員の設置状況

##### 生活介護

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長（管理者）	1	1				1	
サービス管理責任者	1	1				1	
生活支援員	21	2	5	10	4	9.1	
看護師等	3	1		2		1.2	
医師	1				1		嘱託医

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
施設長（管理者）	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
就労支援員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
生活支援員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
職業指導員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
看護師等	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容

生活介護

サービスの種類	サービスの内容
1. 相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
2. 生活介護支援計画の作成	サービス管理責任者が利用者、家族のニーズに沿って期間を限定した支援計画を作成します
3. 介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排せつ等生活全般にわたる援助を行います。
4. 事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用がなかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。（訪問支援は月2回を限度とします。）
5. 健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
6. 創作的活動の提供	創作的活動の機会を提供します。
7. 生産活動の提供	軽作業等の生産活動の機会を提供します。 ①タオルたたみ ②その他の作業 〈工賃の支払〉 上記生産活動に係る事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者へ別紙1の通り支払います。

## (2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容

項目	金額	備考
食費	実費	
行事、レクリエーションに要する費用食費	実費	行事、レクリエーションを行う上で必要となる費用のうち、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。

### <サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

## 7. 利用料金

### (1) 介護給付費及び訓練等給付費対象サービス内容の料金

介護給付費及び訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費及び訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費及び訓練等給付費等の給付を市（町・村）から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

### (2) 介護給付費及び訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

### (3) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(ア) 当事業所窓口での現金支払い

(イ) 自動引き落とし

(ウ) 下記指定口座への振り込み（振り込み手数料はご負担お願いします）

埼玉りそな銀行 鶴瀬支店 486 普通預金 4176856

トクヒ) あおい系 理事長 山本 明彦

## 8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における医療機関等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。

- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市（町・村）及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

## 9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。協力医療機関は以下のとおりです。かかりつけの医療機関、主治医については所定の調査表に詳細をご記入ください。

医療機関の名称	たにあい内科医院		
医 院 長 名	谷合 誠一		
所 在 地	富士見市上南畑240-1		
電 話 番 号	049-265-7811		
診 療 科	総合内科、循環器内科	入 院 設 備	無

## 10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

### (1) 要望・苦情等申立先

当事業所 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者：斎藤輝二 [職名] 法令遵守責任者</li> <li>・利用時間：9：00～17：00</li> <li>・電話番号： 法人TEL番号 049-293-1910 法人FAX番号 049-293-1911</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人苦情解決責任者 山本明彦</li> <li>[職名] リスクマネジメント委員会責任者</li> </ul>	
第三者委員	片山 優美子 (精神保健福祉士)	TEL 090-5329-2957 長野大学勤務
	伊藤 晋也 (社会福祉士)	TEL 080-5372-6545 三芳町社会福祉協議会 事務局長
ふじみ野市	障がい福祉課障がい福祉係	TEL：049-262-9032（直通）
富士見市	障がい福祉課	TEL：049-251-2711（代表）
三芳町	福祉課障がい者支援担当	TEL：049-258-0019（代表）
志木市	共生社会推進課障がい者福祉グループ	TEL：048-473-1111（代表）
埼玉県運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65</li> <li>・TEL番号 048-822-1243（相談専用） FAX番号 048-822-1406</li> <li>・受付日・時間 月～金（祝日・年末年始除く）午前9時から午後4時</li> </ul>	

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者：斎藤輝二 [職名] 法令遵守責任者 ・虐待防止責任者：山本明彦 [職名] リスクマネジメント委員会責任者 ・利用時間 9：00～17：00 ・電話番号 法人TEL番号 049-293-1910 法人FAX番号 049-293-1911
------------------	--

11. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画により対応いたします。
平時の訓練	・年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名： あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 加入保険内容： NPO 法人賠償責任保険、火災保険（水害も含む） 保障の概要： 対物・対人保障、建物

12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

(1) 設備・器具の利用について

設備、器具は本来の用法にしたがって御利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

(2) 喫煙について

施設内禁煙です。所定の喫煙所で喫煙してください。

(3) 貴重品の管理について

貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては希望により職員が事務室等で管理を致します。

(4) 宗教活動・政治活動、営利活動について

利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は御遠慮ください。

(5) ハラスメントについて

介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

① 利用者や家族、その他関係者による適正なサービス提供を妨げるカスタマーハラスメントを含む各種ハラスメント、その他著しい迷惑行為が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止策を検討します。

② ハラスメントと判断された場合には、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

<契約を解除する場合の一例>

・身体的暴力：

殴る、蹴る、叩く、物を投げつける、物を振り回す、刃物等危険物を向ける、服を引きち

ぎる、手を払いのける、殴りかかろうとする等

・精神的暴力：

怒鳴る、奇声や大声を発する、執拗な叱責、侮辱的発言（「バカ」「アホ」等）、外見の揶揄（「デブ」「ハゲ」「ブス」等）、名誉棄損や人格否定（「無能」「役立たず」「仕事を辞めろ」等）、直接的な暴力を予告する発言（「殺すぞ」等）、気に入っている職員以外への批判的な言動、威圧的な態度で文句を言い続ける、反社会勢力との関係をほのめかす発言等

・その他：

利用者への対応に関する過度な要望、利用者へのサービス提供中に執拗に相談に乗るように求める、利用者やその家族に対して特別待遇や便宜を図るように求める等

・セクシュアルハラスメント：

必要もなく職員の手や腕・体を触る、抱きしめる、ヌード写真を見せる、性的な発言、卑猥な言動、無関係に体を露出する、職員の衣服に手を入れる、交際や性的関係の強要、職員の自宅住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー行為等

(8) その他

職員の写真や動画を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。また SNS やインターネットへの写真や動画の掲載や書き込みはご遠慮ください。

年 月 日

指定障害福祉サービス事業所に関するサービス（生活介護事業）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所

所在地 富士見市大字南畑新田字尻永 682 番地 3 号

名称 生活介護事業所 てらす

説明者 氏名 川村 裕美

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害福祉サービス事業所に関するサービス（生活介護事業）の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：

氏 名： 印

代理人住所：

氏 名： 印

続 柄：

別紙 1

工賃について

- 1、生活介護事業所 てらす の工賃に関しては以下の通りとする。

工賃支給基準 (2026 年 4 月～)

	1 日	備考
生活介護	100 円 50 円 30 円	実際に生産活動に従事した時間と、別に定める工賃 チェックリストにて評価し金額を定め支払う。